

会津坂下町空家等除却推進事業補助金

会津坂下町の地域安全・安心の確保と、地域環境の保全を図るため、空家等の除却に係る費用の一部を町で補助します。町内に空家を所有していて、空家を除却したいと考えている方は、町のホームページに詳細を載せていますので、ぜひご利用ください。

補助金額

空家等の建物の解体費用の**2分の1**(限度額あり、千円未満切り捨て)

申請区分	申請区分の詳細	補助限度額
1. 特定空家	適切な管理がされずに、放置すれば倒壊等の危険性や衛生上・景観上有害であるもの。また <u>会津坂下町空家等対策審議会</u> で「特定空家」と判定されたもの。	※1,000,000円
2. 不良住宅	構造又は設備が著しく不良であるため、居住の用に供するのが困難であるもの。また、 <u>住宅地区改良法施行規則第1条</u> による評価を行い該当すると認められたもの。	※1,000,000円
3. 空家等 (地域活性化に利用)	空家等を除却した土地を地域活性化のために10年以上活用するもの。(空家等の所在する行政地区と契約したものに限る)	※1,000,000円
4. 空家等	一般的な空家等。今後も放置すれば特定空家や不良住宅になるおそれがあるもの。	500,000円

※1,2,3については、国からの補助金を同時に利用するため、今年度申請をしていただき来年度に空家等の除却と補助金の交付をして頂きます。

要件(すべてに該当)

- ・居住の用に供されていた建物であり、1年以上使用されていない
- ・敷地内及び隣接地に所有者等の使用する建物がない
- ・申請者以外に共有者や相続人がいる場合、全員からの同意を受けている
- ・抵当権の設定がされていないもの(権利者からの同意が得られている場合を除く)
- ・空家等の登記事項証明書に所有者又は相続人と登録されている方
- ・町税その他使用料を滞納していない方
- ・暴力団又は暴力団員等でない方
- ・一般建設業の許可又は再資源化等の法律で登録を受けた解体業者が施工する工事
- ・補助金の交付決定通知後に着手され、申請した年度内に完了する工事

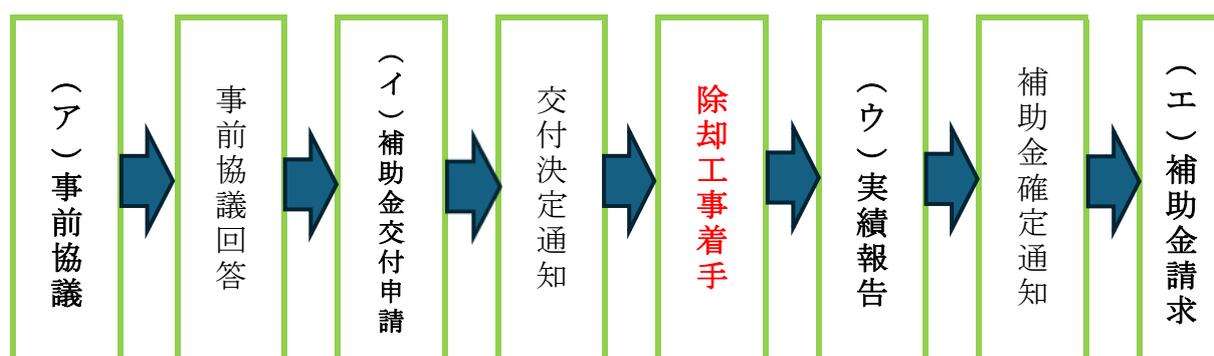
応募受付期間

令和7年4月8日～令和7年7月31日

※申請の際は、上記期間内に裏面記載の(ア)『事前協議』に必要な書類を提出してください。

手続きの流れ

(ア)～(エ)は申請者が行う手続き



(ア)『事前協議』

- ・本人確認書類(免許証等の写し)
- ・登記事項証明書(建物・土地)
- ・位置図(住宅地図の写し等)
- ・現況写真(東西南北)
- ・事前協議申請書【様式第1号】
- ・誓約書【様式第2号】
- ・※同意書【様式第3号】
(※申請者以外に相続人等がいる場合のみ)

(ウ)『実績報告』

- ・工事契約書の写し
- ・請求書および領収書
- ・工事写真(施工前・施工中及び竣工)
- ・産業廃棄物の処分状況がわかる書類
(マニフェスト及び一覧表)
- ・実績報告書【様式第9号】

(イ)『補助金交付申請』

- ・工事の見積書
- ・納税証明書
- ・交付申請書【様式第5号】

(エ)『補助金請求』

- ・通帳の写し(表紙・裏表紙)
- ・補助金請求書【様式第11号】

※記載している書類以外にも提出していただく場合があります。

※各様式については、ホームページにてダウンロードできます。

注意点

※下記事項に該当した場合、補助の対象外もしくは補助金の返還をしていただきます。

- ・虚偽の申請により、不正に補助金を受け取った場合
- ・要綱の規定に違反した場合
- ・事業の年度内に工事が完了されなかった場合
- ・補助金の交付決定通知前に工事が着手された場合

(※ホームページに詳細と要綱が載せていますので、ご覧ください。)

